

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	行政財産目的外使用料（その2）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 松渕 知 秋田市土崎港西1-1-49
契約締結日	平成30年4月2日
契約の相手方の氏名及び住所	秋田市 秋田市山王1丁目1-1
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）	3,015,623円
予定価格（消費税及び地方消費税を含む）	3,015,623円
随意契約によることとした理由	本契約は、秋田港で施工中の直轄工事の施工情報及び災害時の被災情報の入手を目的とした施工管理用カメラ設置のため秋田市所有ポートタワーのアンテナ支持塔及び無線機械室を使用するものである。 施工管理用カメラの設置場所は、当該施設しかないため、会計法第29条の3第4項（契約の性質または目的が競争を許さない場合）により当該施設の所有者である秋田市と随意契約するものである。
備考	